

バリアフリー基準、ガイドライン及び新たなニーズ（一般タクシー）

	バリアフリー基準【省令】 (移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)	ガイドライン【指針】(標準的な内容) (公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン)	ガイドライン【指針】(望ましい内容)	H19年度調査における要望
【福祉タクシー】	対象範囲は、「福祉タクシー」に該当する以下の車両。 ①車いす等対応車(車いす、寝台等を使用したまま車内に乗り込めるもの) ②回転シート車(座席が回転し車内に乗り込みやすいもの)	対象範囲としては、ユニバーサルデザインタクシー(ほぼ流しに近い。欧米で運行)を含む福祉タクシーのほか、一般タクシー(通常の流しのタクシー。視覚・聴覚障害者への対応がメイン)を想定。		
乗降口	スロープ板、リフト、寝台、担架その他の車いす使用者や寝台等使用者の円滑乗降用設備があることを基準化。	(車いすを使用したまま乗車できる乗降口の広さ) ・乗降口のうち1カ所は、スロープ、その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 ・車いすのまま乗車できる乗降口を1以上設け、その幅は750mm以上、高さは1,350mm以上とする。	(車いすを使用したまま乗車できる乗降口の広さ) ・幅は800mm以上が望ましい。	
		(車いす対応の室内高) ・車いすのまま乗車できる車両の室内高は、1,400mm以上とする。		
		(乗降口地上高) ・高齢者の円滑な乗降、車いす使用者が車いすのまま乗車する際のスロープの勾配を緩やかにするため、停車時の乗降口地上高はできる限り低くする。 ・停車時の乗降口地上高は、300mm以下とする。 ・ただし、高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1段の高さを200mm未満とするために補助ステップ等を設置する場合はこの限りではない。(停車時の乗降口地上高を低くするために、ニーリング機構を設けても良い)	(乗降口地上高) ・高齢者、車いす使用者の乗降を円滑にするために、停車時の乗降口の高さは、200mm以下の段差とすることが望ましい。	・低床
		(スロープの勾配) ・横から乗車:スロープの勾配は、14度以下とする。	(スロープの勾配) ・横からの乗車:スロープの勾配は、10度以下が望ましい。 ・後部から乗車:同上。	
		(乗降口の端部) ・乗降口の端部は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、身体障害者、高齢者が端部を容易に識別しやすいようにする。		
		(床面の材質) ・乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。		
		(足下照明灯) ・夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。		
	(福祉タクシー車両) ○車いす等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ・スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架(以下この項において「寝台等」という。)又はその他の車いす使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 ・車いす又は寝台等の用具を備えておくスペースが1以上設けられていること。 ・車いす又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	(スロープ又はリフトの設置) ・乗降口のうち1カ所は、スロープ、その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。		・車いす乗降は故障の心配がないスロープ対応が良い。
		(スロープの勾配) ・横から乗車:スロープの勾配は、14度以下とする。 ・後部からの乗車:同上。	(スロープの勾配) ・横からの乗車:スロープの勾配は、10度以下が望ましい。	・側部からのスロープ乗車が可能なもの。

スロープ		(スロープの幅) ・スロープの幅は720mm以上とする(ただし、車両取付部(750mm以上)はこの限りではない。) ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。 エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないように留意する。	(スロープの幅) ・スロープの幅は800mm以上が望ましい。	
		(スロープ表面の材質) ・スロープの表面は滑りやすい素材であること。		
		(スロープの耐荷重) ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体(80～100kg程度)、車いす使用者本人、介助者の重量を勘案し300kg以上とする。ただし、介助者が車いす使用者と同時に利用しない場合には200kg以上とする。		
		(スロープの設置方法) ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。		
		(スロープの格納方法) ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。		
乗降用手すり		(手すりの設置) ・身体障害者・高齢者の乗降の円滑化、姿勢保持、立ち座り、安全確保のために、乗降口には手すりを設置する。		
		(手すりの色) ・夜間や薄暗い時、又は高齢者、弱視者の安全のために、手すりは容易に識別できる配色であること。 ・手すりの色は朱色又は黄赤とする。 ・手すりとその周囲の部分との色の明度差をつける。		
		(手すりの形状) ・身体障害者・高齢者が握りやすい形状であること。 ・パイプ径は20～30mm程度とする。		
		(手すりの材質) ・身体障害者・高齢者が握りやすいように、手すりの表面はすべりにくい材質や仕上げであること。		
床の材質、形状		(床の材質) ・床の材質は、滑りにくい仕上げとする。		
		(床の形状) ・車いす使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面は水平にする。		
車いすスペース	(福祉タクシー車両) ○車いす等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ・車いす又は寝台等の用具を備えておくスペースが1以上設けられていること。	(車いすスペースの設置) ○次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 <位置> ・車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 <広さ> ・車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,400mm以上とする。 <車いす使用者の視界の確保> ・車いす使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。		
		(車いすの方向転換に必要なスペース)((側方からの乗車)) ・車内には車いすが介助により転回できるスペースを確保する。注：回転盤を使用する場合はこの限りではない。		